資料２

佐伯市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、佐伯市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画を策定することを目的として、佐伯市社会福祉協議会（以下「社協」という。）地域福祉活動策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

２　社協会長は、期間を同じくして佐伯市（以下「市」という。）が社会福祉法第 107 条に規定する「佐伯市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定するときは、市の福祉計画と社協の地域福祉活動計画を共同して策定するよう努めるものとする。

（所掌事務）

第２条　委員会は、会長の諮問に応じて、地域福祉活動計画に関し必要な事項について審議し、その結果を会長に答申するものとする。

（委員の構成）

第３条　委員会は、委員 25 人以内で構成する。

２　委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

３　委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から社協会長が委嘱する。ただし、第１条第２項に掲げる計画を共同で策定するため、市福祉計画策定委員会を設置した場合は、市福祉計画策定委員会委員に委嘱することができるものとする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置き、委員の互選により選出する。ただし、第３条第３項の規定により委員を市の福祉計画策定委員をもって委員会委員としたときは、市福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもって充てるものとする。

２　委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員会）

第５条　委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

２　委員の３分の２以上の出席がなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要に応じて委員会の議事に関係のある委員以外の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（委員の任期）

第6条　委員の任期は、2年とする。

2　　委員に欠員が生じたときは、補充できる。なお、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬等）

第7条　委員会に出席した委員には、実費弁償費として1回につき3,000円を支払う。ただし、第3
条第3項の規定により委嘱した場合の報酬等については、市との協議により決定する。

（意見の聴取）

第8条　委員長は、必要に応じて広く市民から意見を聞くための会を開催することができる。

（守秘義務）

第9条　委員会に出席したものは、委員会で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（事務局）

第10条　委員会の事務局は、社協内に置く。ただし、第3条第3項の規定により委嘱した場合は、市福祉保健企画課と連携して運営するものとする。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附　則

この要綱は、平成22年1月4日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　5年7月11日から施行する。